

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 00-02 RO
提出年月日	令和3年9月8日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通信）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第二十五条 通信連絡設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

通信00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/8	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/8	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/8	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (1 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡設備) 第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。通①、通③、通⑤</p> <p>【「等」の解説】 「中央監視室等」の指す内容は、中央監視室、緊急時対策所、現場であり、添付の説明書で示すため当該箇所では「等」を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「操作、作業又は退避の指示等」については、事業許可基準規則の解釈第二十一条に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【「等」の解説】 「ブザー鳴動等」については、事業許可基準規則の解釈第二十一条に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：SA設備に関する記載(比較対象外箇所) 🗨️：発電炉との差異の理由 📌：許可からの変更点等</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7. 8 通信連絡設備 7. 8. 1 通信連絡設備 (事業所内)</p> <p>MOX燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。通①-1、通①-2</p> <p>【許可からの変更点等】 「音声等」について対象を明確にした。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト). その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 ⑬通信連絡設備</p> <p>MOX燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央監視室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置(警報装置含む)、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを設ける設計とする。通①-1</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに設計基準事故が発生した際に、必要な連絡発信箇所から人の立ち入る可能性のある場所に対し、必要な連絡ができる設備を設置する設計とする方針は同様であるが、必要な連絡内容が異なるため。 また、MOX燃料加工施設には保管する通信連絡設備が無いため。 通信回線の多様性については、規則適合を図るため記載する。</p>	<p>イ. 安全設計 (ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 (1) 安全機能を有する施設 ⑯通信連絡設備 (通信連絡設備) 第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 MOX燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。通④</p>	<p>計測制御系統施設 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>通①-1 (P2へ) 通①-2 (P2から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (2 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 警報装置として設ける設備について対象を明確にするため追記。</p> <p>【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「設置する設計とする」に修正。</p> <p>【「等」の解説】 「事故状態等」の指す内容は事故状態、運転時の状態及び停止時の状態であり、添付の説明書で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「設置する設計とする」に修正記。</p> <p>【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書に記載した無停電電源について、設工認における電気設備での正式名称である無停電電源装置と記載。</p>	<p>警報装置として、ページング装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。通①-1, 通①-2</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として、環境中継サーバを設置する設計とする。通①-3</p> <p>警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源設備、無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通③-1</p>	<p>所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。通①-2</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに警報装置として、十分な数量のページング装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の設備を設置する設計とする方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設にて必要となる所内通信連絡設備と発電炉にて必要となる所内通信連絡設備が異なるため。数量については、事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。</p> <p>また、所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。通①</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ伝送設備を設置する方針は同様であるが、設備構成が異なるため。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX 燃料加工施設ともに緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ伝送設備を設置する方針は同様であるが、設備構成が異なるため。</p>	<p>また、所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。通④</p> <p>警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通④</p>	<p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(重大事故等対処施設の記載については、第39条にて展開するため、省略する)</p>	<p>通①-2 (P1 へ) 通①-1 (P1 から)</p> <p>通①-3 (P6 から)</p> <p>通③-1 (P6 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (3 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 共用する通信連絡設備について、対象を明確にした。</p>	<p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話及び環境中継サーバは、再処理施設と共用する。通⑤-1</p> <p>共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。通⑤-2</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに共用しても安全性を損なわない方針は同じであるが、MOX燃料加工施設にて共用する通信連絡設備と、発電炉にて共用する通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>① (P6 から)</p> <p>通⑤-1 (P6 から)</p> <p>通⑤-2 (P7 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (4 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。通②、通③、通④、通⑤</p> <p>【「等」の解説】 「国、地方公共団体、その他関係機関等」の指す内容は、警察署や消防署などであり、連絡箇所を整理し保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「事故の発生等」については、事業許可基準規則の解釈第二十一条に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「兼用する設計とする」に修正。</p>	<p>7. 8. 2 通信連絡設備 (事業所外) MOX 燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる設備及び必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。通②-1、通②-3</p> <p>また、再処理事業所内から事業所外の必要箇所と必要なデータ伝送を行うために、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X を兼用する設計とする。通②-4</p>	<p>MOX 燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及び必要なデータを伝送できる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。通②-1</p> <p>【許可からの変更点等】 「音声等」について対象を明確にした。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに設計基準事故が発生した場合において、必要箇所へ事故の発生等に係る連絡及び必要なデータを伝送できる設計とする方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設にて必要となる連絡先及び所外通信連絡設備と、発電炉にて必要となる連絡先及び所外通信連絡設備が異なるため。また、MOX 燃料加工施設には保管する通信連絡設備が無い。数量については、事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに設計基準事故が発生した場合において、必要箇所へ事故の発生等に係る連絡及び必要なデータを伝送できる設計とする方針は同様であるが、MOX 燃料加工施設においては、緊急時対策支援システム (E R S S) へのデータ伝送の要求がないことから、必要なデータの伝送先及び伝送する設備が異なるため。</p>	<p>MOX 燃料加工施設には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及び必要なデータを伝送できる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。通④</p>	<p>4.2 通信連絡設備 (発電所外) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店 (東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備 (発電所外) として、十分な数量の電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及び F A X)、テレビ会議システム (社内) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、加入電話設備 (加入電話及び加入 F A X) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X) (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (E R S S) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>通②-3 (P6 から)</p> <p>通②-4 (P6 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (5 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「輻輳等」については、事業許可基準規則の解釈第二十一条に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 「専用通信回線」に接続する所外通信連絡設備を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点等】 専用通信回線の容量に関する設計方針は、事業許可基準規則の解釈第二十一条に記載されている「輻輳等による制限を受けることなく使用できる」という要求を踏まえ、詳細設計方針として記載。</p>	<p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。通②-2, 通④</p>	<p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。通②-2, 通④</p>	<p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。通④</p>	<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書に記載した無停電電源について、設工認における電気設備での正式名称である無停電電源装置と記載。</p>	<p>所外通信連絡設備は、無停電電源装置に接続することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通③-2</p>	<p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通④</p>	<p>所外通信連絡設備は、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通④</p>	<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</p> <p><i>（重大事故等対処施設の記載については、第39条にて展開するため、省略する）</i></p>	<p>通③-2 (P7 から)</p>
<p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに所外通信連絡設備について、通信方式の多様性及び十分な容量を確保した専用通信回線に接続する設計とする方針は同様であるが、MOX燃料加工施設にて必要となる所外通信連絡設備と、発電炉にて必要となる所外通信連絡設備が異なるため。</p>		<p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに所外通信連絡設備への電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同様であるが、設備構成が異なるため。</p>		<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 加工施設における技術基準規則にERSSへのデータ伝送の要求がないことから「データ伝送設備」について記載しない。</p>	
<p>MOX燃料加工施設には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。代替通信連絡設備、情報把握設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。通⑤</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (6 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 共用する通信連絡設備について、対象を明確にした。</p>	<p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理施設と共用する。通⑤-1</p> <p>共用する所外通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。通⑤-2</p>	<p>ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>(8) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。通①</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央監視室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置(警報装置を含む)、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを設ける設計とする。通①</p> <p>所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。通①</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として、環境中継サーバを設置する。通①-3</p> <p>警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通③-1</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。通②-3</p> <p>また、再処理事業所内から事業所外の必要箇所と必要なデータ伝送を行うために、統合原子力防災ネットワークIP-FAXを兼用して用いる。通②-4</p>	<p>(8) 通信連絡設備</p> <p>① 設計基準対象の施設</p> <p>a. 通信連絡設備の概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。通④</p> <p>また、再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。通④</p> <p>通信連絡設備の一部は、再処理施設と共用する。通⑤-1</p> <p>また、通信連絡設備を設置する緊急時対策所は、再処理施設と共用する。通④</p> <p>b. 設計方針</p> <p>(a) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。また、所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。通④</p> <p>(b) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。通④</p> <p>(c) 設計基準事故が発生した場合において、中央監視室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に、事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及びデータを伝送できる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。通④</p> <p>(d) 所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。通④</p>	<p>通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに共用しても安全性を損なわない方針は同様であるが、MOX燃料加工施設にて共用する通信連絡設備と、発電炉にて共用する通信連絡設備が異なるため。</p>	<p>① (P3～)</p> <p>通⑤-2 (P7から)</p> <p>通⑤-1 (P3～)</p> <p>通①-3 (P2～)</p> <p>通③-1 (P2～)</p> <p>通②-3 (P4～)</p> <p>通②-4 (P4～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (7 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>所外通信連絡設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。通□</p> <p>所外通信連絡設備については、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通③-2</p> <p>再処理施設の所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。通□</p> <p>所内通信連絡設備の環境中継サーバは、再処理施設と共用する。通□</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理施設と共用する。通□</p> <p>再処理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。通□</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。通□</p> <p>代替通信連絡設備及び情報把握設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）及び緊急時対策建屋電源設備からの給電を可能とした設計とする。通□</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、設計基準対象の施設が機能維持している場合は、設計基準対象の施設である所内電源設備及び所外通信連絡設備を重大事故等対処設備として位置付ける。通□</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を配備する。通□</p>	<p>(e) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通◇</p> <p>(f) 通信連絡設備のうち再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。通⑤-2</p> <p>(g) 所外通信連絡設備は、MOX燃料加工施設の中央監視室以外の緊急時対策所に設け、それぞれの対策活動ができる設計とする。通◇</p> <p>c. 主要設備の仕様 通信連絡設備の仕様を添5第55表及び添5第56表(1)～(5)に示す。通◇</p> <p>(a) 主要設備 i. 警報装置及び所内通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを設置する。通◇ また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、環境中継サーバを設ける設計とする。通◇ 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。通◇ 警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源設備、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通◇ ページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用し、環境中継サーバは、再処理施設と共</p>	<p>【許可からの変更点等】 上流（通⑤-1）の基本設計方針にて、「再処理施設と共用する」旨を記載しているため、記載しない。 再処理施設が主管している設備を共用するため、「及び廃棄物管理施設」の記載を削除する。</p>	<p>通③-2 (P5 へ)</p> <p>通⑤-2 (P3, 6 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (8 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、通話装置のケーブル、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。通〇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機並びに制御建屋可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。通〇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。通〇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、（制御装置含む）、所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付ける。通〇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。通〇</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。通〇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設備とする。通〇</p> <p>さらに、可搬型衛星携帯電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電</p>	<p>用する。通〇</p> <p>ii. 所外通信連絡設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。通〇</p> <p>なお、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X は必要なデータを伝送できる設備と兼用する設計とする。通〇</p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。通〇</p> <p>また、所外通信連絡設備は、無停電交流電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。通〇</p> <p>所外通信連絡設備については、定期的な点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。通〇</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理施設と共用する。通〇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (9 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>源設備)」の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。通☒</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、「ト. (イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。通☒</p> <p>重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための情報把握設備として、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、グローブボックス温度監視装置(伝送路)、グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路)及び情報把握計装設備可搬型発電機を配備する。通☒</p> <p>重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として新たに設置する設計とする。通☒</p> <p>また、情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)及び緊急時</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (10 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>対策建屋電源設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。通図</p> <p>情報収集装置は、「ト.(イ)(1) 火災防護設備」の一部である代替火災感知設備、「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」の一部である放出防止設備及び「ト.(イ)(6) 水供給設備」の水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに「ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備」の一部である監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び「ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備」の一部である緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、情報表示装置に表示する設計とする。通図</p> <p>データ収集装置(燃料加工建屋)は、「ト.(イ)(1) 火災防護設備」の一部である代替火災感知設備、「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」の一部である放出防止設備及び「ト.(イ)(6) 水供給設備」の一部である水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに「ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備」の一部である加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し、データ表示装置(燃料加工建屋)に表示する設計とする。通図</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な情報を燃料加工建屋及び再処理施設の中央監視室にて監視及び記録するとともに、緊急時対策所に伝送することができるよう、情報把握設備を常設重大事故等対処設備として設置するとともに、可搬型重大事故等対処設備として配備する。通図</p> <p>重大事故等の対処に有効な緊急時対策建屋情報把握設備は、外的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源喪失及び計測する機器が故障した場合並びに内的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源喪失の場合は、情報収集装置及び情報表示装置を使用し、監視及び記録する設計とする。通図</p> <p>また、内的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源の喪失を伴わない場合は、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (11 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>屋)を使用し、監視及び記録する設計とする。通☑</p> <p>再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。通☑</p> <p>情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は「ト.(イ)(7)緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。通☑</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備へ給電するための設備として「ト.(イ)(3)所内電源設備(電源設備)」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設置する。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備は、「ト.(イ)(1)火災防護設備」の代替火災感知設備、放出防止設備及び「ト.(イ)(6)水供給設備」の水供給設備の重要監視パラメータ並びに「へ.放射線管理施設の構造及び設備」の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示、監視及び記録できる設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備は、「ト.(イ)(1)火災防護設備」の代替火災感知設備、放出防止設備及び「ト.(イ)(6)水供給設備」の水供給設備の重要監視パラメータ並びに「へ.放射線管理施設の構造及び設備」の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。通☑</p> <p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに、監視並びに記録できる設計とする。通☑</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器(非常</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (12 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>用のものを含む。)の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても、重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。通図</p> <p>電源の喪失その他の故障として、MOX燃料加工施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により給電する設計としていることから、必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流電源の喪失を想定し、また、計測機器の故障を想定する。通図</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は、常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。通図</p> <p>重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、以下のとおり分類する。通図</p> <p>MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち、重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは、技術的能力審査基準のうち、以下の作業手順に用いるパラメータ及び有効性評価の監視項目に係るパラメータから抽出する。(以下、「抽出パラメータ」という。)通図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等 ・2.1.2 核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等 ・2.1.3 その他の事故に対処するための手順等 ・2.1.5 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 ・2.1.6 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等 ・2.1.7 電源の確保に関する手順等 <p>なお、以下の作業手順に用いるパラメータについては、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための手順ではないため、各々の手順において整理する。通図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.1.8 監視測定等に関する手順等 ・2.1.9 緊急時対策所の居住性 			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (13 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>等に関する手順等 ・ 2. 1. 10 通信連絡に関する手順等</p> <p>抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。通図</p> <p>主要パラメータのうち、MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。通図</p> <p>重要監視パラメータを計測する常設重大事故等対処設備は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とし、重要監視パラメータを計測する可搬型重大事故等対処設備については、破損等があった場合においても対処可能なように予備として故障時のバックアップを配備する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、燃料加工建屋から離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図ることにより、重要監視パラメータを計測する設備の信頼性を確保する設計とすることから、重要代替監視パラメータは選定しない。通図</p> <p>重大事故等が発生した場合は、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。通図</p> <p>主要パラメータを計測する設備のうち、重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。また、重要計器は、重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。通図</p> <p>重要計器は、MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。通図</p> <p>重要監視パラメータは、重大事故等の対処のために計測、監視及び記録する。MOX燃料加工施設の状態は、常設重要計器及び可搬型重要計器を使用して計測することにより把握する。通図</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (14 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重要監視パラメータを計測、監視及び記録する機器は、MOX燃料加工施設における重大事故等において、外的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源喪失及び計測する機器の故障を想定する。また、内的事象を要因とした重大事故等が発生した場合、全交流電源が健全である場合又は全交流電源の喪失を想定する。通図</p> <p>MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合は、常設重要計器、可搬型重要計器、情報把握設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を使用する設計とする。通図</p> <p>なお、技術的能力審査基準に示す対応手段等により、重要監視パラメータの計測に着手することで、MOX燃料加工施設の状態を監視及び記録する手段を有する設計とする。通図</p> <p>緊急時対策所にて表示する「へ. 放射線管理施設の構造及び設備」の監視測定設備の測定データは「へ. 放射線管理施設の構造及び設備」にて記載する。通図</p> <p>また、MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても、これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。通図</p> <p>重要監視パラメータの対象を第4表に示す。通図</p> <p>制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設と共用する設計とする。通図</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は再処理施設と共用する。通図</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (15 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>所で共有するために、代替通信連絡設備を設ける設計とする。通☑</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。通☑</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。通☑</p> <p>また、統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために使用する。通☑</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。通☑</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。通☑</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設ける設計とする。通☑</p> <p>また、統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために使用する。通☑</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。通☑</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は、「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (16 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>し、動作可能な設計とする。通図</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電電池で動作可能な設計とする。通図</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。通図</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。通図</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト.(イ)(7)②f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。通図</p> <p>また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。通図</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (17 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>で使用することで、所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。通☒</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「ト. (イ)(3) 所内電源設備（電源設備）」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「ト. (イ)(7)② f. 緊急時対策建屋電源設備」の一部である緊急時対策建屋発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電源設備に対して多様性を有する設計とする。通☒</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。通☒</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (18 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>の統合原子力ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれないよう, 所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話, 専用回線電話, ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに, 燃料加工建屋, 制御建屋, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話, 専用回線電話, ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。</p> <p>通☐</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置, 情報表示装置, データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は, それぞれ1台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで, 多重性を有する設計とする。通☐</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋), 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は, 「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで, 制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。通☐</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (19 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>貯水所可搬型情報収集装置は、「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電源設備)」の一部である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで、グローブボックス温度監視装置(伝送路として使用)、グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路として使用)及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。通〇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)及びデータ表示装置(燃料加工建屋)は、共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、独立性及び位置的分散を図る設計とする。通〇</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報収集装置は、共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。通〇</p> <p>また、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。通〇</p> <p>代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前(通常時)</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (20 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。通四</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。通四</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置(燃料加工建屋)、データ表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。通四</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。通四</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。通四</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。通四</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (21 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。通図</p> <p>所内通信連絡設備の環境中継サーバは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。通図</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP-FAXは、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに、必要な個数として1台を有する設計とする。通図</p> <p>再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。通図</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。通図</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。通図</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する。通図</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。通図</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として9</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (22 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。通☑</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する。通☑</p> <p>代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数として44台、予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する。通☑</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。通☑</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。通☑</p> <p>再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際、同一の端末を使用する設計とする。通☑</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、再処理施設と共用する情報収集装置、情報表示装置は、想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする。通☑</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (23 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。通四</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。通四</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。通四</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。通四</p> <p>再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの収集、記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。通四</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置の</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (24 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>ケーブル、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、「ロ. (ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。通四</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、「ロ. (ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。通四</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、代替通信連絡設備の通話装置のケーブル、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。通四</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。通四</p> <p>代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。通四</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。通四</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (25 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。通☑</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ、環境中継サーバ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を維持する設計とする。通☑</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。通☑</p> <p>内の事象を要因として重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保及び修理により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備により機能を維持する設計とする。通☑</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (26 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (27 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>護する設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は、「ロ.(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。通☑</p> <p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。通☑</p> <p>代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。通☑</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易、かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。通☑</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (28 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。通☑</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。通☑</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。通☑</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、分解点検等が可能な設計とする。通☑</p> <p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。通☑</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置、情報表示装置、データ収集装置（燃料加工建屋）、データ表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、制御建屋データ収集</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (29 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。通四</p> <p>情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。通四</p> <p>通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧を以下に示す。通四四</p> <p>① 所内通信連絡設備通四</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>ページング装置（警報装置含む） （再処理施設と共用）</p> <p>1 式 所内携帯電話（再処理施設と共用）</p> <p>1 式 専用回線電話</p> <p>1 式 ファクシミリ</p> <p>1 式 環境中継サーバ（再処理施設と共用）</p> <p>1 式</p> <p>② 所外通信連絡設備 通四</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話 （再処理施設と共用）</p> <p>1 式 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X （再処理施設と共用）</p> <p>1 式 統合原子力防災ネットワーク T V 会議</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (30 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		システム (再処理施設と共用) 1式 一般加入電話 (再処理施設と共用) 1式 一般携帯電話 (再処理施設と共用) 1式 衛星携帯電話 (再処理施設と共用) 1式 ファクシミリ (再処理施設と共用) 1式 ③ 代替通信連絡設備 通☑ [常設重大事故等対処設備] 通話装置のケーブル 1式 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 1式 統合原子力防災ネットワーク T V 会議 システム (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用) 1式 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型通話装置 1式 可搬型衛星電話 (屋内用) (再処理施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ (屋内用) 1式 可搬型衛星電話 (屋外用) (再処理施設と共用) 1式 可搬型トランシーバ (屋外用) 1式 ④ 緊急時対策建屋情報把握設備 通 ☑ [常設重大事故等対処設備] 情報収集装置 (再処理施設と共用) 1式 情報表示装置 (再処理施設と共用) 1式 データ収集装置 (燃料加工建屋) 1式 データ表示装置 (燃料加工建屋)			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (31 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>1 式</p> <p>⑤ 制御建屋情報把握設備 通☑ [常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式 建屋間伝送用無線装置 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式 制御建屋データ収集装置</p> <p>1 式 制御建屋データ表示装置</p> <p>1 式 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)</p> <p>1 式 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)</p> <p>1 式 制御建屋可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p> <p>⑥ 情報把握収集伝送設備 通☑ [常設重大事故等対処設備] 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内 伝送系統</p> <p>1 式 燃料加工建屋間伝送用無線装置</p> <p>1 式 燃料加工建屋データ収集装置</p> <p>1 式 グローブボックス温度監視装置 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路 として使用)</p> <p>1 式 グローブボックス負圧・温度監視設備 (設計基準対象の施設と兼用, 伝送路 として使用)</p> <p>1 式 [可搬型重大事故等対処設備] 燃料加工建屋可搬型情報収集装置</p> <p>1 式 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装 置 (再処理施設と共用)</p> <p>1 式</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十五条 (通信連絡設備) (32 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		情報把握計装設備可搬型発電機 (再処理施設と共用) 1式			

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十五条（通信連絡設備）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
通①	通信連絡設備（事業所内）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
通②	通信連絡設備（事業所外）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	a
通③	通信連絡設備の電源に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項 2項	—	a
通④	通信連絡設備（事業所外）の専用通信回線に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	a
通⑤	他条文からの要求による記載（安全機能を有する施設）	第十四条「安全機能を有する施設」共用に係る要求を受けている内容	14条 4項	—	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
通㊦	重複記載	事業許可変更申請書本文又は添付書類内の記載と重複する内容である。	—		
通㊧	他条文との重複記載（通信連絡を行うために必要な設備）	第三十九条「通信連絡を行うために必要な設備」に記載する基本設計方針である。	—		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
通◇	重複記載	事業許可変更申請書本文又は添付書類内の記載と重複する内容である。	—		
通◇	通信連絡設備の概要，設計方針，主要設備の仕様，主要設備，試験・検査の記載	添付書類の「通信連絡設備に関する説明書」にて記載する。	a		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書				
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
1	7. その他加工施設 7. 8. 2 通信連絡設備 (事業所内) 燃焼炉加工施設は、設計基準事項が発生した場合において、中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は通報の指示等の連絡をブザー機能等により行うことができる装置及び前記又は文書により行うことができる装置として、警報装置及び情報伝達又は無断開閉による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	警報装置 ・ベージング装置 所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・備置中継サーバ	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	警報装置として、ベージング装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として、ベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話及びファクシミリを設ける設計とする。	設置要求	警報装置 ・ベージング装置 所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ	基本方針 設計方針 (警報装置、所内通信連絡設備)		添付V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備 (事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (事業所内) 3.1.1 警報装置、所内通信連絡設備 (1) ベージング装置 (2) 所内携帯電話 (3) 専用回線電話 (4) ファクシミリ (5) 備置中継サーバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	また、緊急時対策用へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として、備置中継サーバを設置する設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・備置中継サーバ	基本方針		【1.1 通信連絡設備 (事業所内)】 ・警報装置及び所内通信連絡設備の仕様設計方針を説明する。 ・設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 ・通信方式 (通信回線) について説明する。 ・電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用内電話設備、無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ベージング装置 所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・備置中継サーバ	基本方針 設計方針 (警報装置、所内通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話及び備置中継サーバは、再処理施設と共用する。共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって燃焼炉加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ベージング装置 ・所内携帯電話 ・備置中継サーバ	設計方針 (共用)	V-1-1-4 社会機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における場合に該当する説明書 6. 系統設備の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7. 通信連絡設備	【6. 系統設備の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7. 通信連絡設備】 ○影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話及び備置中継サーバ並びに所内通信連絡設備の統合型防炎ネットワーク I P 電話、統合型防炎ネットワーク I P-FAX、統合型防炎ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって燃焼炉加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	7. 8. 2 通信連絡設備 (事業所外) 燃焼炉加工施設は、設計基準事項が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる装置及び必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として、統合型防炎ネットワーク I P 電話、統合型防炎ネットワーク I P-FAX、統合型防炎ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合型防炎ネットワーク I P 電話 ・統合型防炎ネットワーク I P-FAX ・統合型防炎ネットワーク TV 会議システム	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	また、再処理事業所内から事業所外の必要箇所と必要なデータ伝送を行うために、統合型防炎ネットワーク I P-FAX を兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合型防炎ネットワーク I P-FAX	基本方針 (所外通信連絡設備)		添付V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2 通信連絡設備 (事業所外) 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備 (事業所外) 3.2.1 所外通信連絡設備 (1) 一般加入電話 (2) 一般携帯電話 (3) 衛星携帯電話 (4) ファクシミリ (5) 統合型防炎ネットワーク I P 電話 (6) 統合型防炎ネットワーク I P-FAX (7) 統合型防炎ネットワーク TV 会議システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	所外通信連絡設備は、専用回線、無断開閉又は無断開閉による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。統合型防炎ネットワーク I P 電話、統合型防炎ネットワーク I P-FAX 及び統合型防炎ネットワーク TV 会議システムは、専用通信回線に接続し、無断開閉による開閉を伴わないような動作可能な設計とする。また、これら専用通信回線の設置工費及びブザー伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合型防炎ネットワーク I P 電話 ・統合型防炎ネットワーク I P-FAX ・統合型防炎ネットワーク TV 会議システム	基本方針 設計方針 (所外通信連絡設備)		【1.2 通信連絡設備 (事業所外)】 ・所外通信連絡設備の各設備の詳細設計方針を説明する。 ・設備の構成、通信系統、台数、設置場所に関して説明する。 ・通信方式 (通信回線) について説明する。 ・電源 (電源系統、蓄電池の容量等) に関して説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	所外通信連絡設備は、無停電電源装置に接続することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合型防炎ネットワーク I P 電話 ・統合型防炎ネットワーク I P-FAX ・統合型防炎ネットワーク TV 会議システム	基本方針 設計方針 (所外通信連絡設備)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	所外通信連絡設備の統合型防炎ネットワーク I P 電話、統合型防炎ネットワーク I P-FAX、統合型防炎ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって燃焼炉加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合型防炎ネットワーク I P 電話 ・統合型防炎ネットワーク I P-FAX ・統合型防炎ネットワーク TV 会議システム	設計方針 (共用)	V-1-1-4 社会機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における場合に該当する説明書 6. 系統設備の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7. 通信連絡設備	【6. 系統設備の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7. 通信連絡設備】 ○影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所外通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話及び備置中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合型防炎ネットワーク I P 電話、統合型防炎ネットワーク I P-FAX、統合型防炎ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって燃焼炉加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

令和3年9月8日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

令和3年9月8日 R0

別紙4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。